

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2024-015

申 立 人：X
同法定代理人親権者父：A
同 母：B
申 立 人 代 理 人：弁護士 合田 雄治郎
同 飯田 研吾

被 申 立 人：一般社団法人日本ろう者テニス協会（Y）
被申立人代理人：弁護士 富田 英司

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求をいずれも棄却する。
- 2 仲裁申立料金 55,000 円は、これを二分し、それぞれ各自の負担とする。

理 由

第1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - （1）被申立人が、2024 年 12 月 10 日に発表した、東京 2025 デフリンピックの日本代表内定候補選手において、申立人を日本代表内定候補に選出せず、補欠メンバーとした決定を取り消す（請求の趣旨 1）。
 - （2）被申立人は、申立人を東京 2025 デフリンピックの日本代表内定候補選手として選出せよ（請求の趣旨 2）。
 - （3）仲裁申立料金は被申立人の負担とする。
- 2 被申立人、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - （1）申立人の請求をいずれも棄却する。
 - （2）仲裁申立料金は申立人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 当事者
 - （1）申立人は、申立時中学生（現在高校生）で、デフテニスの選手であり、スポーツ仲

裁規則（以下「規則」という。）第3条第2項にいう「競技者等」に該当する。

- (2) 被申立人は、日本国内におけるデフテニスを統括する一般社団法人であり、規則第3条第1項第5号にいう「競技団体」に該当する。

2 本件紛争の概要

本件は、東京2025デフリンピックのデフテニス競技における日本代表選考をめぐる事案である。すなわち、2024年12月9日、被申立人は、その理事会において東京2025デフリンピックの日本代表内定候補選手を決定し、申立人を補欠メンバーと決定した（以下「本件決定」という。）。これに対し、申立人は被申立人に対し、本件決定の取消し等を求めて、仲裁を申し立てた。

3 仲裁合意

申立人は、本件決定の取消し等について、規則に基づく仲裁による解決を求めているところ、被申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「スポーツ仲裁機構」という。）による紛争解決に関し、いわゆる自動応諾条項を採択していない。しかしながら、被申立人は、スポーツ仲裁機構に対する2025年3月24日付回答書により、規則に基づく仲裁により本件を解決することに合意した。

したがって、両当事者には本件紛争につき、規則に基づく仲裁による解決について合意がある。

第3 判断の前提となる事実

本仲裁において、当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨に基づき容易に認められる事実は、以下のとおりである。

- 1 被申立人は強化事業委員会規程（甲1）を定めており、その第9条（派遣選手の選考）は、「デフリンピック・世界選手権・アジア大会の派遣選考は以下のとおり定める。」とし、同条第1項において「事前に各大会に適した選考基準を発表し、該当選手を強化部内にて協議し理事会で承認を得る。」とする。
- 2 被申立人は、2023年11月18日から19日にかけて、あいち健康の森公園にて、第7回JDTA選手権大会を開催し、申立人もこれに参加した。
- 3 申立人は、被申立人の2024年度強化指定選手に指定され、申立人及び申立人父は、2024年度強化指定選手に関する誓約書に署名し被申立人に提出した（乙5の1）。
- 4 被申立人は、2024年5月11日から12日にかけて、有明テニスの森公園にて、2024年度第1回強化合宿を開催し、申立人もこれに参加した。
- 5 被申立人は、2024年7月14日から15日にかけて、有明テニスの森公園にて、第8回JDTA選手権大会を開催した。
- 6 2024年9月14日、群馬県にて、第58回全国ろう者体育大会が開催されたが、申立人は参加しなかった。
- 7 被申立人は、2024年11月2日から同月5日にかけて、有明テニスの森公園にて、Deaf Tennis Global Challenge 大会（以下「GC大会」という。）を開催した。
- 8 被申立人は、2024年12月10日、被申立人ウェブサイトにて、東京2025デフリン

ピックの女子日本代表内定候補選手及び補欠メンバーを以下のとおり公表した（甲 8）。

（１） 代表内定候補選手

C 選手、D 選手、E 選手、F 選手

（２） 補欠メンバー

申立人、G 選手

第 4 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり。

第 5 当事者の主張

1 請求の趣旨 1 についての申立人の主張

申立人は、本件決定が取り消されるべき理由として、本件決定が、①被申立人の制定した規則に違反している、②著しく合理性を欠いている、③本件決定に至る手続に瑕疵がある、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠いていると主張し、概要、以下のとおり述べる。

（１） 被申立人の制定した規則に違反していること

被申立人が定めている強化事業委員会規程（甲 1）において、「事前に各大会に適した選考基準を発表し、該当選手を強化部内において協議し理事会で承認を得る。」

（同規程第 9 条）との定めがあるが、被申立人は、事前に、東京 2025 デフリンピックに適した選考基準を公表しておらず、本件決定はその制定した規則に違反している。

また、仮に、被申立人が定めている国際大会代表選手選考規程（甲 9。以下「国際大会規程」という。）が東京 2025 デフリンピックの代表選考基準であるとしても、国際大会規程では強化指定選手であることが選考基準とされ、かつ、国際大会規程 1.

（7）では強化指定選手となるために出場すべき大会が列挙されているところ、出場すべき大会に出場していない申立外 C 選手を東京 2025 デフリンピックの代表選手に選考したことは、国際大会規程 1.（7）3 に反し、本件決定はその制定した規則に違反している。

さらに、被申立人は、東京 2025 デフリンピックの代表候補選手発表以前に、代表選考に関して、GC 大会のポスター（甲 3）、GC 大会開催要綱（甲 4）、被申立人強化統括部長の H 氏作成の「2024 年度強化事業について」（甲 14）及び、H 氏の LINE（乙 7）において、いずれも GC 大会が東京デフリンピック代表選考大会である旨を記載しているところ、申立人は、GC 大会で日本人 4 位の成績を収めたにもかかわらず、代表候補として選出されなかったものであり、本件決定は、被申立人が制定した GC 大会が東京デフリンピック代表選考大会であるという規則に反している。

（２） 著しく合理性を欠いていること

国際大会規程が、東京 2025 年デフリンピック代表選考基準であったとしても、国際大会規程の内容は、東京 2025 年デフリンピックの選考基準として、それ自体が公

平性、合理性を著しく欠くものであって、このような著しく合理性を欠いた基準に基づいてされた本件決定は著しく合理性を欠く。

また、選考後にダブルスの成績を重視するとの方針を示していること、シングルスとダブルスとで同一の選手とする方針が透明性・合理性・公平性を欠くこと、2023年11月開催の第7回 JDTA 選手権大会を選考対象大会に加えたこと等の点で選考大会の選定が公平性・合理性を欠くことから、本件決定は著しく合理性を欠く。

(3) 本件決定に至る手続に瑕疵があること

被申立人による申立人に対する本件決定に関する説明として、選考基準につき選考が行われる前には公表されておらず、かつ、一貫性のない方針が次々と出てきていることは、その選考過程に重大な問題があったことを示すものであり、本件決定に至る手続に瑕疵がある。

(4) 被申立人の制定した規則自体が法秩序に違反もしくは著しく合理性を欠いていること

仮に、国際大会規程が東京2025年デフリンピック代表選考基準であったとしても、国際大会規程の内容をみても、どのような国際大会に派遣されるのかが不明であり、選出される人数や選考大会の開催年月日等が不明である他、具体的にどのような成績を収めれば選考されるのかも不明であり、被申立人の裁量でいかようにも選考できるようなものであって、中央競技団体向けスポーツ団体ガバナンスコード（以下「NFGC」という。）原則3に反するものであり、法秩序に反し、もしくは著しく合理性を欠く。

2 請求の趣旨1についての被申立人の主張

(1) 被申立人の制定した規則に違反していないこと

国際大会規程は、強化事業委員会規程第9条所定の「各大会に適した選考基準」であって、被申立人は同条に基づき、2023年4月1日に国際大会規程を被申立人ウェブサイトにて公開、発表し、申立人に対しては2024年度強化指定選手決定通知書及び誓約書において国際大会規程を参照するよう示している。

また、2024年5月に開催された強化合宿において申立人を含む合宿参加選手に対し東京2025デフリンピックの代表選手選考は国際大会規程によって行われること、国際大会規程は被申立人ウェブサイトに掲載されていることを伝えた。

さらに、被申立人は、「最もメダル獲得が期待できる選手」の選考を追求するため、GC大会も成績基準とすることが妥当と考え、2024年7月に開催された第8回 JDTA 選手権大会の開会式において、申立人を含む大会参加選手に対し、東京2025デフリンピックの代表選手の枠は男女各4名であること、GC大会の成績も東京2025デフリンピックの選手選考になることを伝えた。

加えて、2024年10月30日、申立人を含む2024年度強化指定選手に対し、LINEにて「これまでの大会戦績は代表選考の参考となること」を伝えるとともに、「GC大会が東京デフリンピックの選考会も兼ねていること」を伝えた（乙7）。

その後、国際大会規程に基づき強化事業委員会での協議を経て、東京2025デフリ

ンピックの日本代表選手候補案を理事会へ上程し、理事会は上記日本代表選手候補案を承認し本件決定を行ったのであるから、本件決定は被申立人が制定した強化事業委員会規程及び国際大会規程に違反するものではない。

また、強化指定が、代表選考の前段階で日本代表候補となりうる選手を広く選出し、強化合宿にて競技力の向上を図るとともに、「メダル獲得が期待できる選手」を見極めるためのものであることから、被申立人は強化指定選手の選出において国際大会規程 1. (7) の条件について一定程度柔軟性をもって運用してきたものであり、C 選手を強化指定選手とし、代表候補とすることは国際大会規程に反するものではない。

(2) 著しく合理性を欠いていないこと

国際大会規程記載の選考対象大会及び GC 大会の成績を踏まえると、申立外 F 選手と申立人における女子 4 番手の選考において、シングルスでは F 選手が優位であるものの、両選手とも女子 1 番手から 3 番手の選手との対戦成績からするとシングルのメダル獲得の可能性は低いため、ダブルスの成績を重視することとし、GC 大会のダブルスの成績からは F 選手が優位であるため、F 選手を女子 4 番手の代表選手に選んだものである。「最もメダル獲得が期待できる選手」という観点からは、F 選手と申立人はいずれもシングルスでメダル獲得を期待できる成績ではないことから、よりメダル獲得の可能性のあるダブルスの成績をも踏まえて選考を行ったもので、東京 2025 デフリンピックでは、シングルスのみならず女子ダブルスや混合ダブルスが開催されることは周知の事実であり、「最もメダル獲得が期待できる選手」を選考するという方針を明記している以上、国際大会規程においてシングルスでメダル獲得が期待できない選手についてはダブルスの成績をより高く評価する可能性があることも規程上自明である。

また、シングルスとダブルスで同一の選手を選出したという点についても、東京 2025 デフリンピックの派遣を取りまとめている一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「全日本ろうあ連盟」という。）が、東京 2025 デフリンピックのデフテニス競技の派遣枠を男女各 4 名と決めていることから、裁量の逸脱と評価する点はない。選考大会の選定は被申立人の裁量の問題であり、第 7 回 JDТА 選手権大会、第 8 回 JDТА 選手権大会、第 58 回ろう者体育大会及び GC 大会を選考大会として選定したことについて被申立人の裁量逸脱はない。

(3) 本件決定に至る手続に瑕疵はないこと

被申立人は、過去の経緯も踏まえ、国際大会規程を策定し、同規程に則って本件決定を行なったのであり、その手続に瑕疵は一切ない。

(4) 被申立人の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠いていないこと

NFGC は、規定された各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明することによって同原則を遵守するという建てつけをとっており、また、NFGC の遵守違反であっても、助成金不支給等各中央競技団体にとって不利益な影響が生じることとは格別、各中央競技団体の個別の施策、決定が否定されるものではないから、

NFGC の各原則はスポーツ仲裁におけるスポーツ団体の決定の取消判断の基礎となるものではなく、「規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合」でいうところの「法秩序」を形成するものではない。

3 請求の趣旨 2 についての申立人の主張

本件決定が取り消されることを前提に、GC 大会を東京 2025 デフリンピックの日本代表選考大会と事前に明示していたのであるから（甲 2～4）、同大会の女子シングルスにおいて日本人 4 位の成績であった（甲 5）申立人を、東京 2025 デフリンピックの日本代表選手として選出するべきである。

4 請求の趣旨 2 についての被申立人の主張
争う。

第 6 争点

本件における争点は、以下のとおりである。

1 請求の趣旨 1 について

- （1） 本件決定が制定した規則に違反しているか否か（争点 1）。
- （2） 本件決定が規則には違反していないが著しく合理性を欠くか否か（争点 2）。
- （3） 本件決定に至る手続に瑕疵があるか否か（争点 3）。
- （4） 被申立人の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠くか否か（争点 4）。

2 請求の趣旨 2 について

本件決定が取り消されることを前提に、申立人を東京 2025 デフリンピックの日本代表選手として選出すべきか否か（争点 5）。

第 7 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 請求の趣旨 1 について

（1） 判断基準について

本件のように国内競技団体が行った決定の取消しが求められた事案について、スポーツ仲裁機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との判断基準が示されている。

本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が妥当であると考えることから、本件においては、上記判断基準に基づき判断する。

（2） 争点 1（本件決定が制定した規則に違反しているか否か）について

ア 被申立人において、国際大会規程を作成しており、同規程（目的）において、「本選考規程は日本を代表しメダル獲得する可能性の最も高い選手を選考するための基準を定めたものである。」との記載がある。また、同規程では、選考に際して基準とする事項が記載されており、選考対象者が被申立人の会員であるといった一般的な基準の他、代表選考の指標となる競技会について「1. 全日ろう連主催の全国ろうあ者体育大会においてベスト4以上の選手。2. 本協会主催の JDTA 大会においてベスト4以上選手。3. 強化合宿での練習試合・交流試合の成績」と明記されている。

この点につき、申立人は、同規程では「国際大会」と規定するだけで「東京 2025 デフリンピック」の文言は使用されておらず、どの国際大会に派遣されるための基準であるかが不明であるし、男女各何名が選出され、シングルス・ダブルス・ミックス等の種目別の選出人数も明らかではない。また、選考大会については、具体的な大会名や開催年月日、開催場所が不明確であると主張する。

確かに、中央競技団体において、国際大会に派遣する代表選手を決めるに当たっては、選手への予測可能性や公平性の観点から、できる限り派遣する大会を明記したうえで具体的な選考大会を明記すること等が望ましい。また、被申立人の強化事業委員会規程の第9条も、「事前に各大会に適した選考基準を発表する」としており、申立人が主張するように、国際大会ごとに当該国際大会の性格に照らして適切な選考基準を発表することが想定されているかのように見えなくもない。しかし、それ自体で、あるいは、具体的な大会に応じた必要な追加的説明等と合わせて、各国際大会における代表選手に選考されるためにはどのような努力をすればよいかについて選手に十分な予測可能性を与え、かつ、公平性が確保されているのであれば、本件のように、国際大会全般に共通する選考基準を作成すること自体が許されないものではないというべきであるし、被申立人の強化事業委員会規程第9条も、国際大会に共通する選考基準を定めることを禁止しているとまでは解されない。また、そのように国際大会全般に対する選考基準を作成した場合にあっては、具体的に派遣する国際大会ごとに派遣可能な人数が異なることがあるから、派遣人数を記載していないことが直ちに選手選考規程として適格性を欠くものとはいえない。本件の国際大会規程では上記のとおり代表選手の選考に用いられる大会の主催者や大会名が明示されており、開催年月日や開催場所が特定されていないからといって、選手において国際大会の代表選手の選考に用いられる大会についての予測ができないということまではないといえる。

したがって、国際大会規程は、被申立人が派遣を行う国際大会全般の選考基準であり、東京 2025 デフリンピックの選考基準であると認定できる。

イ また、申立人は、2024 年度強化指定選手に選ばれ、2024 年 4 月 1 日に、被申立人に対して誓約書（乙 5 の 1）を提出している。同誓約書においては、「一般社団法人日本ろう者テニス協会 HP に記載している『国際大会代表選手選考規程』を参照」と明記されており、同誓約書を確認したとして、申立人本人及び申立人の保護者として申立人の父の署名がある。そうすると、少なくとも同日時点において、被申立人 HP 上では国際大会規程が公開されており、また、同日時点において、国際大会規程の内容

を申立人及び申立人の父が確認したものといえる。

ウ このように、被申立人は国際大会規程を定め、また、公表しているのであるから、東京 2025 デフリンピックに適した選考基準を公表していないとはいえない。

エ また、申立人は、仮に、国際大会規程が東京 2025 デフリンピックの代表選考基準であるとしても、国際大会規程では強化指定選手であることが選考基準とされ、かつ、国際大会規程 1. (7)では強化指定選手となるために出場すべき大会が列挙されているところ、出場すべき大会に出場していない申立外 C 選手を東京 2025 デフリンピックの代表選手に選考したことは、国際大会規程 1. (7) 3 に反し、本件決定はその制定した規則に違反していると主張する。

しかし、本件では、申立人は、被申立人が申立人を東京 2025 デフリンピックの日本代表内定候補選手に選出せず、補欠メンバーとした決定の取消しを求めているのであって、申立人以外の選手を日本代表内定候補選手とした決定の取消しを求めているのではないから、C 選手が東京 2025 デフリンピックの日本代表内定候補選手に選出されたことが規則違反かどうかを判断する必要はないし、仮に規則違反であったとしても、そのことは上記の判断には影響を与えない。

オ その後、被申立人は、東京 2025 デフリンピックの選考において最もメダル獲得が期待できる選手の選考を追求するために、国際大会規程に記載の競技会での成績の他、GC 大会の成績も加え、これらの大会の成績を総合考慮して選手選考をすることを決めた。そして、H 氏が作成した 2024 年 5 月 11 日付「2024 年度 強化事業について」と題する書面（甲 14。以下「H 氏作成書面」という。）において、『『グローバルチャレンジ』というのは、来年の秋に開催される東京デフリンピックに向けてスムーズに運営や進行するためにテスト大会みたいなようなものです。なおかつ、第二次選考予選会でもあります。』と記載されており、同書面は申立人らへ交付された。また、2024 年 10 月 30 日、申立人を含む強化指定選手が参加する LINE グループにて、H 氏より、「グローバルチャレンジ大会についてですが、今大会は東京デフリンピック選考会も兼ねている」、「各国の強豪選手との試合を見てメダル獲得に近い選手、日本代表として技術だけで（原文ママ）なく行動面も含めて相応しい選手であるか、今まで日本ろう者テニス協会に対して協力的であるか、あらゆる面を見て東京デフリンピック日本代表候補を選出します。また、これまでの大会戦績は参考として協議していきます。」と伝えている（乙 7。以下「本件 LINE メッセージ」という。）。このように選考対象となる大会を追加すること自体も、十分な時間的な余裕をもって決定・公表されており、予測可能性や公平性を損うものでなければ、許容されるというべきである。本件では、上記のように既に 2024 年 5 月の段階で GC 大会の成績を選考の際の考慮材料とすることが決定・公表されていたのであり、この点で予測可能性や公平性が損なわれたということもない。

この点につき、申立人は、GC 大会を東京 2025 デフリンピックの日本代表選考大会と事前に明示していたのであるから、同大会の女子シングルスにおいて日本人 4 位の成績であった申立人を、東京 2025 デフリンピックの日本代表選手として選出すべ

きと主張している。申立人は、東京 2025 デフリンピックの選考については、GC 大会の成績のみが選考基準になっているとの前提に立っているように解されるところ、確かに、H 氏作成書面及び本件 LINE メッセージにおいて、国際大会規程に記載の競技会の成績と、GC 大会の成績との関係が不明な部分はあるようにも思われる。

しかし、東京 2025 デフリンピック選手選考において、GC 大会の資料（甲 3 及び甲 4）や H 氏作成書面をみても、GC 大会の成績のみが選考基準であると明言はされておらず、上記のとおり、東京 2025 デフリンピックを含む国際大会の日本代表選考基準と認められる国際大会規程に加え、H 氏作成書面や本件 LINE メッセージの内容も加味すれば、東京 2025 デフリンピックの代表選考においては、国際大会規程に記載の競技会の成績の他、GC 大会の成績も加えて評価すると理解することの方が自然であると考えられる。

したがって、東京 2025 デフリンピックの代表選手選考については、最終的に、国際大会規程に記載の競技会の成績の他、GC 大会の成績も加え、これらの大会の成績を総合考慮して決めるという基準（以下「本件東京 2025 デフリンピック選考基準」という。）が確立され、申立人を含む強化指定選手に対して上記基準が示されたといえる。

カ 以上を踏まえ、被申立人においては、本件東京 2025 デフリンピック選考基準に従って、強化事業委員会での協議（乙 9）を経て、東京 2025 デフリンピックの日本代表選手候補案を理事会へ上程し、理事会は上記日本代表選手候補案を承認（乙 10）し、本件決定を行った。

キ 以上のとおり、本件決定は、被申立人が定めた本件東京 2025 デフリンピック選考基準に従ってなされたものであり、被申立人が制定した規則に違反しているものではなく、取消事由①には該当しない。

（3） 争点 2（本件決定が規則には違反していないが著しく合理性を欠くか否か）について

ア 代表選手選考決定の取消判断にあたっては、代表選手の選考には競技の専門的知見を要し、競技者の能力等を見抜く能力が求められることから、「代表選考は客観的な数値にしたがい自動的に決まる旨の基準があらかじめ定められているような場合であれば格別、このような基準がない場合は、競技団体としては、当該競技に関する専門的見地及び大会で好成績を上げるための戦略的見地から、記録以外のさまざまな事情、たとえば技術以外の能力、調子、実績、団体競技であれば競技者間の相性等を総合考慮して判断することも、選手選考の性質上必要であると考えられ、ただ、選考過程において、試合結果等の数値を考慮せず恣意的な判断を行う等、競技団体としての専門性を放棄するような裁量を逸脱する判断が行われた場合にのみ、当該代表選考が無効ないし取消しうるべきものとなる」との判断基準が確立しており（JSAA-AP-2010-004 等）、本パネルも、この判断基準を妥当と考える。そして、この判断基準のもとでは、中央競技団体が行う選手選考については、選手選考基準の具体的選考への適用にあたっては一定程度の裁量が中央競技団体に認められているといえる。

イ 女子 1 番手から 3 番手の選手と、F 選手及び申立人の間の実力に大きな差があることは申立人も認めるところであり、焦点は、女子 4 番手の選考である。

この点につき、被申立人の強化部長である H 氏は、審問において、国際大会規程記載の選考対象大会では、F 選手と申立人の差は僅差である、GC 大会では、シングルスでは申立人が外国選手に勝利したことは事実であるが、当該外国選手のランクはそれほど高くなく、その上で、ダブルスの成績を考慮すると、GC 大会のダブルスの成績から F 選手が優位であるため、F 選手を女子 4 番手の代表選手に選んだものであると述べた。国際大会規程に記載の競技会の成績の他、GC 大会の成績も加え、これらの大会の成績を総合考慮して決めるという本件東京 2025 デフリンピック選考基準に照らすならば、このような H 氏の判断に大きく不合理な点は認められないところ、本件決定は、強化の責任者である H 氏の判断を理事会において承認したものである。とすれば、本件決定もまた、東京 2025 デフリンピック選考基準に沿って認められる被申立人の裁量の範囲内であるといえ、著しく合理性を欠くものではない。

ウ 申立人は、選考後にダブルスの成績を重視するとの方針を示していることから本件決定が著しく合理性を欠くと主張する。

確かに、東京 2025 デフリンピック選考基準にはダブルスの成績を考慮する旨の記載はない。しかし、過去のデフリンピックではダブルス競技が行われたことから、東京 2025 デフリンピックでもダブルス競技も行われることは具体的に予想されており、また、後述のとおり、東京 2025 デフリンピックのデフテニス競技では、男女各 4 名の派遣枠と決められていることから、シングルスとダブルスで同一の選手を選出することは被申立人の裁量の範囲内であって、選手選考においてダブルスの成績を用いることが被申立人の裁量を逸脱し、著しく合理性を欠くとはいえない。

エ また、申立人は、シングルスとダブルスとで同一の選手とする方針が透明性・合理性・公平性を欠くと主張する。この点につき、被申立人は、東京 2025 デフリンピックの派遣を取りまとめている全日本ろうあ連盟が東京 2025 デフリンピックのデフテニス競技の派遣枠を男女各 4 名の派遣枠と決めていると述べる。そして、派遣枠が男女各 4 名と決められていることから、シングルスとダブルスで同一の選手を選出した本件決定には、裁量の逸脱と評価する点はないと述べる。これに対し申立人は、その裏付けがないことや、他競技の派遣人数が異なることを指摘し、全日本ろうあ連盟が東京 2025 デフリンピックのデフテニス競技の派遣枠を男女各 4 名と決めたという点に疑問を呈している。

仮に、全日本ろうあ連盟が東京 2025 デフリンピックのデフテニス競技で男女各 4 名の派遣枠を設定していなかったとしても、派遣人数を何名にするのかは、被申立人の裁量の範囲内のことである。また、東京 2025 デフリンピックの派遣人数については、2024 年 7 月に開催された第 8 回 JDТА 選手権大会の開会式において、東京 2025 デフリンピックの代表選手の枠は男女各 4 名であることが伝えられたことは申立人も認めている。

したがって、この時点で既に、東京 2025 デフリンピックの代表選手の枠は男女各

4名であることは、申立人ら選手に対しては示されており、選考段階で初めて派遣枠の制限があることを理由に選考をした訳ではない。申立人が指摘するように、派遣枠が男女各4名であることを恣意的に利用してダブルスの成績を重視し、F選手を選考した経緯は伺われない。

なお、申立人は、ダブルスの組み合わせは被申立人が決定しているところ、F選手は上位の選手と3年間もダブルスを組んでいる一方で、申立人は下位の選手とダブルスを組まされていることから不公平であると主張する。しかし、個人競技であっても、ダブルスの組み合わせは、各選手の長所や短所、選手同士の相性等を考慮する必要があることを考えるならば、ダブルスの組み合わせについても、中央競技団体には裁量が認められるというべきである。仮に、明らかに不合理な選手の組み合わせが行われているにもかかわらず、他事考慮により組み替えが行われなかったといった、中央競技団体の裁量の逸脱・濫用が認められるような場合であればさておき、本件ではそのような事情も認められない。

以上からすると、被申立人において、予め派遣枠は男女各4名であることは示されており、シングルスとダブルスで同一の選手を選出した本件決定には、被申立人の裁量の逸脱はない。

オ また、申立人は、選考大会の選定が公平性・合理性を欠くことから、本件決定は著しく合理性を欠くと主張する。

しかし、国際大会規程において JDTA 選手権大会が国際大会の代表選手選考において考慮する大会として予め示されていたことからすれば、2023年11月開催の第7回 JDTA 選手権大会を選考対象大会としたことが、被申立人の裁量を逸脱するものとはいえない。

カ 以上のとおり、本件決定は著しく合理性を欠くとはいえず、取消事由②には該当しない。

(4) 争点3(本件決定に至る手続に瑕疵があるか否か)について

ア 上記のとおり、被申立人は、申立人を含む強化選手らに東京2025デフリンピック選考基準を事前に公表し、同基準に基づき、強化事業委員会での協議(乙9)を経て、東京2025デフリンピックの日本代表選手候補案を理事会へ上程し、理事会は上記日本代表選手候補案を承認(乙10)し、本件決定を行ったことが認められる。

イ したがって、本件決定に至る手続に瑕疵があるとはいえず、取消事由③には該当しない。

(5) 争点4(被申立人の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠くか否か)について

ア 申立人は、国際大会規程が、東京2025年デフリンピック代表選考基準であったとしても、国際大会規程の内容をみても、どのような国際大会に派遣されるのかが不明であり、選出される人数や、シングルスやダブルスにおける選出人数も明らかでなく、選考大会の開催年月日等が不明である他、具体的で明確な基準を立てることが可能であるにもかかわらず、具体的にどのような成績を収めれば選考されるのかが不明であ

り、被申立人の裁量でいかようにも選考できるようなものであって、NFGC 原則 3 に反するものであり、法秩序に反し、もしくは著しく合理性を欠く、と述べる。

イ NFGC は、極めて公共性の高い団体である中央競技団体がガバナンスを確保し、適切な組織運営を行う上での原則・規範を定めたものである。NFGC は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用し、NFGC に規定された各原則を「実施する」か、「実施しない場合には、その理由を説明する」ことによって、原則を「遵守」することが求められている。このような NFGC の性格に照らすならば、仮に、国際大会規程や東京 2025 デフリンピック選考基準が NFGC に規定された原則に合致しない点があったとしても、直ちに、法秩序に反し、もしくは著しく合理性を欠くとまではいえない。

ウ 他に、国際大会規程や東京 2025 デフリンピック選考基準が法秩序に反し、または、著しく合理性を欠くと判断すべき事情は存在せず、取消事由④には該当しない。

(6) 以上より、本件決定は本スポーツ仲裁パネルが採用する判断基準における取消事由の①から④のいずれにも該当しないことから、請求の趣旨 1 は棄却する。

2 請求の趣旨 2 について

申立人は、申立人を東京 2025 デフリンピックの日本代表内定候補選手として選出することを求めている（争点 5）。

この請求の趣旨 2 は、申立人を代表内定候補に選出せずに補欠メンバーとするという本件決定が取り消されることを前提に、申立人を日本代表内定候補選手として選出することを求めるものであるが、前記 1 記載のとおり、本件決定には取消事由は認められないので、また、請求の趣旨 2 も同様の理由で棄却を免れない。

3 以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

第 8 付言

本件仲裁パネルは、審問を通じて、デフテニス競技の選手の聴力の程度や手話の理解の程度には相当の差異があることを知った。そのうえで、本件紛争の背景には申立人と被申立人との間の意思疎通がうまくいかなかった点があり、被申立人による、申立人を含む選手ら他関係者への情報提供の方法には相当の改善の余地があると考えている。

国内統括団体が、適切に情報開示を行うべきことは、NFGC 原則 7 でも明記されており、特に選手選考基準を含む選手選考に関する情報を適切に開示することが求められている。情報をどのように適切に開示するのかということは、情報を発信する側の事情だけではなく、情報を受け取る側からも検討されなければならない。

デフテニス競技の選手の聴力の程度や手話の理解の程度には差異があることを考えるならば、被申立人は、重要な情報は口頭や手話で伝えるだけではなく、書面に表して伝える等、誰もが分かりやすく、記録が残るような方法で伝える必要があると考えられる。より具体的にいえば、聴覚障害者を含むコミュニティにおける選手選考に係る情報等重要な情報の伝達は、口頭説明、ウェブサイト、SNS 等の複数の手段を用いて五月雨式に行うのではなく、全ての情報は例えばウェブサイトに集中させるとする一方で、

他の手段を補助的に用いるといった方針が望ましいように思われる。情報を発信する側や情報を受け取る側の事情を十分に考慮し、より良い情報開示に向けた努力を重ねることを被申立人には期待したい。

また、重要な大会の代表選手の選考基準についても、競技の性格も踏まえつつ、誤解が生まれない具体的で明確な基準を単一の文書で明示する等、一層の改善に向けた努力を期待したい。

最後に、すべてのスポーツ仲裁事案に共通することとして、競技者等が競技団体の決定に疑問を呈し、仲裁を申し立てたことを理由として、今後の競技者等としての人生において些かでも不利な取扱いや差別的な扱いを受けることは決して許されないことはいうまでもない。この点は、被申立人も既に十分に理解されている点であるが、本件の申立人はまだ高校生であり、競技者としての人生は今後も長く続くであろうことに鑑み、あえて確認しておくこととしたい。

以 上

2025 年 6 月 13 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 森下 哲朗

仲裁人 山内 貴博

仲裁人 安藤 尚徳

仲裁地：東京

仲裁手続の経過

1. 2025年3月7日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「仲裁申立書・別紙」「委任状」「証拠説明書（1）」及び書証（甲1～13）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月10日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第14条第7項に基づき、被申立人に対して連絡をとり、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行うかどうか打診を行った。
3. 同月24日、被申立人は、機構に対し、「委任状」及び「回答書」を提出し、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意を行った。
4. 同月25日、機構は、規則第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
5. 同年4月2日、申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
6. 同月7日、被申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
7. 同月8日、申立人が提出した「仲裁人選定通知書」を基に、申立人選定仲裁人として山内貴博を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、被申立人が提出した「仲裁人選定通知書」を基に、被申立人選定仲裁人として安藤尚徳を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、安藤尚徳は、仲裁人就任を承諾した。
8. 同月9日、山内貴博は、仲裁人就任を承諾した。
同日、機構は、山内仲裁人及び安藤仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
9. 同月11日、山内仲裁人及び安藤仲裁人は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、森下哲朗を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、森下哲朗は、第三仲裁人就任を承諾し、森下哲朗を仲裁人長とし、山内貴博及び安藤尚徳を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
10. 同月15日、機構は、仲裁専門事務員として朝比奈和茂を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
同日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書」及び書証（乙1～19）を提出した。
11. 同月16日、朝比奈和茂は、仲裁専門事務員就任を承諾した。
12. 同月24日、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者に対する釈明事項について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
13. 同年5月8日、申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定(1)」に応じ、「申立人主張書面(1)」「証拠説明書」及び書証(甲14から甲19)を提出した。

14. 同月 16 日、被申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定(1)」に応じ、「被申立人主張書面 1」を提出した。
15. 同月 16 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対し申立人主張書面(1)に対する反論の主張書面等の提出、両当事者に対し人証の要否等について、「スポーツ仲裁パネル決定(2)」を行った。
16. 同月 19 日、被申立人は、機構に対し、人証に関する「上申書」を退出した。
17. 同日、申立人は、機構に対し、人証に関する「回答書」を提出した。
18. 同月 20 日、本件スポーツ仲裁パネルは、進行協議期日をオンラインにて開催し、人証の採否および尋問期日等について協議を行った。
19. 同月 23 日、被申立人は、機構に対し、「被申立人主張書面 2」「証拠説明書」「証拠申出書」及び書証（乙 12 の 4、乙 17 の 5、乙 20 から乙 22）を提出した。
20. 同日、申立人は、機構に対し、「尋問申請書」「証拠説明書」及び書証（甲 20 から甲 23）を提出した。
21. 同月 27 日、本件スポーツ仲裁パネルは、本人点証人尋問の決定及び尋問期日等について、「スポーツ仲裁パネル決定(3)」を行った。
22. 同年 6 月 2 日、申立人は、機構に対し、「申立人主張書面(2)」「証拠説明書」及び書証（甲 24）を提出した。
23. 同日午後 2 時より、本件スポーツ仲裁パネルは、尋問期日を実地とオンラインのハイブリット（実地の会場は、仲裁審問東京施設）で開催した。
24. 同日、申立人は、尋問の際の本件スポーツ仲裁パネルから指示に基づき、機構に対し、「証拠説明書」及び書証（甲 25）を提出した。
25. 同月 5 日午前 9 時より、本件スポーツ仲裁パネルは、尋問期日を実地とオンラインのハイブリット（実地の会場は、仲裁審問東京施設）で開催し、尋問後、各当事者に対し、主張書面の提出がある場合には、同月 9 日までに提出するように求めた。
26. 同月 6 日、本件スポーツ仲裁パネルは、各当事者に対し、最終主張書面の提出、審理終結時期及び仲裁判断骨子の発出に関する「スポーツ仲裁パネル決定(4)」を行った。
27. 同月 9 日、申立人は、機構に対し、「申立人主張書面(3)」「証拠説明書」及び書証（甲 26）を提出した。
28. 同日、被申立人は、機構に対し、「被申立人主張書面 3」を提出した。
29. 同日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審理を終結した。

以 上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞巳
（公印省略）